

ベトナム弁護士職務倫理規定

前書き	2
第一章 総則	2
規則 1 正義及び法治国家の擁護	2
規則 2 独立, 誠実, 客観的事実の尊重	2
規則 3 依頼者の利益を第一に擁護すること	2
規則 4 無料法律扶助の実施	2
規則 5 社会の信用にふさわしいこと	3
第二章 依頼者との関係	3
規則 6 依頼者の業務の引受	3
規則 7 報酬	3
規則 8 依頼者の業務の実施	3
規則 9 依頼者の業務の引受及び実施の拒否	4
規則 10 一方的法律業務終了	4
規則 11 利益衝突の解決	5
規則 12 情報の秘密保持	5
規則 13 依頼者の不服申し立ての受領	5
規則 14 依頼者との関係において弁護士が行うことができない業務	6
第三章 同業者との関係	7
規則 15 弁護士界の名誉, 威信の擁護	7
規則 16 同業者の尊重及び協働	7
規則 17 弁護士界における同業者への情	7
規則 18 職業競争	7
規則 19 同業者との権利, 利益の紛争が生じた時の適切な対応	7
規則 20 同業者との関係において弁護士が行ってはいけないこと	8
規則 21 弁護士と弁護士の社会 - 職業組織及び弁護士営業組織との関係	8
規則 22 弁護士修習生との関係	9
第四章 訴訟進行機関との関係	9
規則 23 訴訟進行機関との関係における弁護士の適切な対応	9
規則 24 訴訟進行機関との関係において弁護士が行えないこと	10
第五章 その他の国家機関との関係	10
規則 25 その他国家機関との関係における弁護士の適切な対応	10
第六章 その他の規則	11
規則 26 マスメディアとの関係	11
規則 27 広告	11

ベトナム弁護士職務倫理規定¹

前書き

ベトナムにおける弁護士職は、高貴な職業の一つである。それは弁護士職の活動が、正義防衛、独立、主権及び領土の完全性への防衛；豊富な民間職業による経済発展、強国、民主社会、公平、文明に貢献する目的を有しているからである。職業の専門性及び道徳は弁護士職の基礎である。弁護士は、職業活動、生活及び社会交流において、専門性、技能の高度化をはかること；法令の尊重、執行の手本となること；職務倫理規定を自覚的に遵守すること、を本分とする。

弁護士職の道徳及び適切業務処理についての基準である弁護士職務倫理規定は、弁護士職の道徳及び責任の尺度である。弁護士はそれぞれこの弁護士職務倫理規定を、弁護士職の威信、名声、社会からの称賛への相当性を維持するための研鑽、鍛錬の模範としなければならない。

第一章 総則

規則 1 正義及び法治国家の擁護

弁護士は祖国への忠誠義務を有する。自らの職務活動により、ベトナムの憲法及び法令に従って、弁護士は正義の擁護と法治国家建設に貢献する。

規則 2 独立、誠実、客観的事実の尊重

弁護士は、独立し、誠実であり、客観的事実を尊重しなければならず、物質的、精神的利益又は法令及び職業道徳に反するその他いかなる圧力に依存してはならない。

規則 3 依頼者の利益を第一に擁護すること

弁護士は、依頼者の利益を第一に擁護するため、法令、弁護士職務倫理規定の規定に従って、依頼者に提供する法的業務の質を保証し、業務に対して全霊を込め、能力を発揮し、必要な専門知識、職業技能義務を使用する義務を負う。

規則 4 無料法律扶助の実施

無料法律扶助は弁護士職の良心及び責任である。弁護士は、貧困者及び法令、ベトナム弁護士連合会定款の規定に従ったその他の対象者に対して、全霊を込め、無私で、報酬を受領する業務と同様の職業上の責任をもって、無料法律扶助を実施する義務を負う。

¹ 2015 年 12 月 8 日現在の仮訳である。なお、原文は Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư Việt Nam であり、直訳すると「ベトナム弁護士職の道徳及び適切対応規定」となる。

規則 5 社会の信用にふさわしいこと

弁護士は、弁護士の素晴らしい伝統を発揮し、専門性を高める学習を常時行い、職業の質及び威信を維持する；業務を適切に対処し、業務における文化的な態度及び弁護士及び弁護士職に対する社会の信用、尊重を創造してそれにふさわしい生活態度を有する義務を負う。

第二章 依頼者との関係

規則 6 依頼者の業務の引受

1. 弁護士は、依頼者の業務を引き受ける時、性別、民族、人種、宗教、国籍、年齢、障害、財産状態によって、取り扱いを区別してはならない。
2. 弁護士は、依頼者の弁護士選択を尊重する；自らの専門可能性、条件に従って引き受け、依頼者の合法的要求の範囲内で、業務を実施するのみである。
3. 弁護士は、弁護士との関係における家族の権利、義務及び責任；依頼者の要求における合法性；業務実施における困難、有利さ；弁護士に対する不服申し立て権及び不服申し立て解決手続、について依頼者にわかるように解釈する義務を有する。
4. 依頼者から業務を引き受ける時、弁護士、弁護士営業組織は、法律業務契約における両当事者の権利義務を明確に確定しなければならない。

規則 7 報酬

弁護士、弁護士営業組織は、報酬、報酬清算方法の根拠についての法令の規定を依頼者に説明して、報酬、費用額の明確な通知をしなければならず、その報酬、費用の額は法律業務契約において記載されなければならない。

規則 8 依頼者の業務の実施

1. 弁護士は、能動的に、積極的に、依頼者の業務を解決し、業務解決過程を依頼者が理解できるように依頼者に通知する。
2. 依頼者への法律業務提供の実施中において、弁護士は、弁護士職の目的にそぐわない、道徳及び適切処理を支配する金銭又はその他の物質的利益を保管してはならない。
3. 弁護士は、不可抗力、法令又は弁護士職務倫理規定が承認する、もしくは依頼者が同意する場合を除き、引き受けた業務を拒否しない。
4. 弁護士、依頼者から預かった資料、書類を保管し、維持することを引き受けて、それらに責任を負う；弁護士営業組織は、依頼者が報酬、費用をまだ支払い終えていないために行う資料、書類の保持が締結済みの法律業務契約に合致する場合を除き、依頼者が要求する時、業務が最終的に解決した時、返還について合意がある時は、資料、書類を返還する。

規則 9 依頼者の業務の引受及び実施の拒否

1. 弁護士は、以下の場合、依頼者の業務の引受を拒否できる。
 - (1) 弁護士が、業務実施のための専門能力又は実際の条件を十分に備えていない。
 - (2) 依頼者がその他の者を経由して弁護士を依頼したが、その者が依頼者を代表する資格を利用²して弁護士の威信及び依頼者の合法的権利に影響を与える個人的利益を追求する。
 - (3) 依頼者が、他の目的利用意図をもって弁護士の法律業務を要求する、又は依頼者が自ら希望しないが、他者の正当でない要求に従って従属する。
 - (4) 依頼者が偽りの証拠を提供した又は依頼者の要求に根拠がない、道徳に反する、法令に反する、ことを確定する明確な根拠がある。
 - (5) その業務を引き受けたら、規則 11 条 1 項に従った利益と衝突し、解決されない。
 - (6) 依頼者が弁護士及び弁護士の職務を尊重しない態度を有し、その態度を変えない。
2. 弁護士は、以下の各場合に、引き続いて業務を実施することを拒否できる。
 - (1) 依頼者が新しい要求を取り上げるが、その要求が弁護士職の範囲に属しない、又は道徳、法令に反する。
 - (2) 依頼者が、弁護士が提案した法令に整合して道徳に合致する業務解決の諮問意見を承認せず、弁護士が努力して説得方法を分析したのにそれを無視する。
 - (3) 依頼者が法律業務契約に従った約束に違反するが各当事者がそれを許す合意をしない、又は弁護士と依頼者の関係が損なわれて、弁護士の利益に適しない。
 - (4) 弁護士に対して、依頼者又はその他の者による、弁護士が対応できない法令及び職業道徳に反することを強いる物質的若しくは精神的な脅威又は圧力がある。
 - (5) 依頼者が、法令違反をするために弁護士の法律業務を利用する。
 - (6) 依頼者が弁護士を騙した確定根拠がある。
 - (7) 規則 9 条 1 項に規定する場合に属することが発見される。
 - (8) 法令の規定により拒否をしなくてはならない場合又は不可抗力の場合

規則 10 一方的法律業務終了

1. 規則 9 条 2 項に従って法律業務実施を一方的に終了する時、弁護士、弁護士営業組織は、依頼者が他の弁護士を探す前提条件として、法定期限内に文書

² 原文は *lợi dụng* である。悪い意味で利用するというニュアンスを持つ。以下、同じ。

で依頼者に通知し、同時に、締結済みの法律業務契約終了に関連する問題を速やかに解決する。

2. 法律業務実施を一方的に終了する時、弁護士、弁護士営業組織は尊重する態度、温和な振る舞いを有し、依頼者を棄損する性質を持つ言葉使いを使わず、弁護士職の名誉と威信、依頼者の名誉と威信に悪影響を与えない。

規則 11 利益衝突の解決

1. 弁護士職における利益衝突は、依頼者と弁護士との間；一つ又はその業務に関連を有する複数の業務において弁護士、職員、弁護士の妻、夫、子供、父母、兄弟と依頼者の間、に生じた、又は生じる可能性のある物質的精神的利益との対立である。
2. 利益衝突がある場合、弁護士、弁護士営業組織の適切な対処は：
 - (1) 弁護士、弁護士営業組織は、一つの事案又は法令の規定に従ったその他の業務において、実施効力が残っている法律業務契約に従って弁護士が引き受けた顧客の利益と対立する基礎を持つ新たな依頼者の業務を引き受けない。
 - (2) 弁護士が依頼者に対して権利、利益を有することをはっきりと知っている者に対して、弁護士の妻、夫、子供、父母、兄弟が法律業務を提供していることを知っている場合、弁護士はその依頼者の業務を引き受けない。
 - (3) 一つの営業組織における弁護士は同時に相互に対立する権利、利益を有する依頼者の業務を引き受けない。
 - (4) 法律の規定があれば、その他利益衝突がある場合に拒否をする。

規則 12 情報の秘密保持

弁護士は、依頼者の同意がある、又は法令に規定に従う場合を除き、法律業務実施時及びその業務終了時に、依頼者の情報の秘密を保持する義務を負う；弁護士は、関連を有する同業者及び自らの職員に対して、彼らが知っている情報の秘密を洩らさないよう誓約することを要求して、漏えいは法律上の責任を負わなくてはならないことをはっきりと説明する責任を有する。

規則 13 依頼者の不服申し立ての受領

1. 依頼者の不服申し立てを受領する時、弁護士、弁護士営業組織は、依頼者に対して温和な、上品な、交渉、和解に能動的な、態度を有する；結果が出なかった場合は、法令の規定に従って解決される依頼者の権利、利益につき、後に続く不服申し立て手続を依頼者に案内し、弁護士、弁護士営業組織の威信を擁護する。
2. 依頼者の不服申し立てへの回答は文書で実施される。

規則 14 依頼者との関係において弁護士が行うことができない業務

1. 依頼者に対する、法令に違反する訴訟又はその他法令違反行為を積極的にそそのかし、扇動する
2. 弁護士の個人的な目的のため、業務を行う際における依頼者の金銭、財産を使用する
3. 依頼者が、弁護士又は弁護士の親戚、血縁者に対して、依頼者の財産を贈呈することを示唆し、またはその条件を設定する
4. 顧客の利益に損失を生じさせる業務を実施し、又は実施しないため、第三者から金銭又はその他いかようなものであっても物質的利益を受領する
5. 業務終了時に依頼者が自ら進んで与える場合を除き、依頼者又は依頼者と関係する権利、利益を有する者に対して、合意済みの報酬額、費用以外の追加金額又は物の贈呈を要求する。
6. 合意済みの報酬額を増やすこと又は依頼者から不正な利益を得ることを狙って、引き込み、脅し、圧力をかけるために、醜悪な状況を創出し、顧客にとって不利で誤った事実を通知する。
7. 個人的利益を得るために、弁護士が引き受けている業務から得られる情報を使用する。
8. 自らの業務を獲得するため依頼者との仲介者を雇用する。
9. 依頼者に、依頼者の弁護士選択を奨励して、業務効果が指標の一つであるとの確信を引き起こす目的を狙って、自らと訴訟進行機関、訴訟進行者又はその他権限を有する国家公務員との関係について依頼者に直接通知する、又は依頼者が知るような語り口をする。
10. 依頼者を欺くため、自らの専門の可能性、程度につき、依頼者を間違えさせる意図を有する；素晴らしい約束をする言辞をする。
11. 顧客を引き込む目的として又は誓約結果に従った報酬計算をするために、業務結果の保証を誓約する。
12. 弁護士及び弁護士職の名に影響する依頼者に対する不正な男女の情愛関係のため、弁護士職を利用する。
13. 法令の規定に従って法律扶助を享受できる依頼者に法律扶助を実施する際、金銭または物質的利益を要求する。
14. 法令、弁護士職務倫理規定の規定に従う場合、不可抗力又は依頼者の要求に従った場合を除き、法律扶助組織、訴訟進行機関の要求に従って引き受けた業務を拒否する。拒否の根拠がある場合、弁護士は法律扶助組織、訴訟進行機関及び依頼者がわかるように文書で通知をしなくてはならない。

第三章 同業者との関係

規則 15 弁護士界の名誉，威信の擁護

弁護士は，自らの名誉，威信を擁護するのと同様に，弁護士界の名誉，威信を尊重，擁護する義務を有する；内部の団結を維持する，清潔で強固で社会の尊重及び信用にふさわしい弁護士の秩序ある組織³の建設に貢献する。

規則 16 同業者の尊重及び協働

1. 弁護士は，同業者に親愛及び尊重の態度を有さなくてはならない。同業者の批判は，慎重に，客観的に，正しい場所，正しい時点において実施される。
2. 弁護士は，業務中，業務外を問わず，同業者と協力し，互助する意識を有する；同業者が誤った行いをして，弁護士職の威信に影響を与える時は，適時に意見を言う。
3. 業務を引き受ける際，同業者がその業務を以前に引き受けていることを知った場合，弁護士は依頼者が自らを選択するための動作を避ける；依頼者が同業者を拒否して自らを選択した場合，弁護士は，その業務を引き受ける前に，依頼者に同業者との業務契約終了の資料を提供しなくてはならないことを要求する責任を有する。

規則 17 弁護士界における同業者への情

1. 同業者への情は弁護への情，道徳及び民族の伝統が必要であり，業務の関係だけでなく同業者と関連する不調，災難，危険な各出来事においても具体的に体现されることが必要である。
2. 弁護士は，業務又は弁護士界の団結に影響するその他の各社会関係において勝敗結果に支配される同業者への情を持たない。

規則 18 職業競争

弁護士は，弁護士法及び関連法令の規定に従った，ベトナム弁護士連合会定款，弁護士職務倫理規定の規定に従った健全な職業の競争をする。それを通じて，依頼者及び公衆の弁護士界に対する確信を増強して，最終的には，弁護士業発展の促進に相互に貢献する。

規則 19 同業者との権利，利益の紛争が生じた時の適切な対応

1. 同業者との権利，利益についての紛争が生じた場合，弁護士は同業者への情を維持するため，交渉，和解で善意を体现する必要がある；同業者を不服

³ 「秩序ある組織」の原文は *đội ngũ*。直訳すると「隊列」であるが意識した。

申し立て、提訴する際は、弁護士は構成員である弁護士会の理事会に通知する必要がある。

2. 弁護士により同業者への不服申し立て、提訴を通知された際、弁護士会理事会は、同業者への情だけでなく法令に従った弁護士の不服申し立て、提訴の権利に影響を与えないために、適時の和解について意見する必要がある。

規則 20 同業者との関係において弁護士が行ってはいけないこと

1. 同業者の名誉を損ね、威信を下げる；業務において同業者に不利益を生じさせ、自らに有利な状況を奪取するため、圧力、脅威を生じさせる行為を実施する、又は法令及び弁護士職務倫理規定に違反する手法を使用する；
2. 不正な個人的利益追求のため、自らの依頼者と対立する権利、利益を有する依頼者の弁護士と結託する；
3. 業務解決のために自らの依頼者の権利、利益と対立する依頼者と接触し、意見交換するが、その依頼者⁴の権利、利益を擁護する同業者弁護士（もし、いれば）に通知しない；
4. 依頼者と同業者を仲介して手数料を求める；
5. 依頼者争奪のために、以下のような健全でない各競争手段を適用する：
 - (1) 依頼者の弁護士選択権に影響を与えて支配する確信を作り出す目的を狙って、自ら又は自らが属する弁護士営業組織の職業能力をその他の弁護士、営業組織と比較する；
 - (2) 師弟、上下、血統、親族関係のような弁護士に付属する関係を有する同業者の営業の独立、客観性に影響する行為を強制し、又は故意に支配する；
 - (3) 依頼者をそそのかして同業者を拒否させて自らが業務を引き受ける；
 - (4) 依頼者を勧誘、誘惑、誘導する目的を狙って、自らの職員を使用して訴訟進行機関、暫定拘留所、国家機関及びその他の組織の住所地で営業活動する。

規則 21 弁護士と弁護士の社会 - 職業組織及び弁護士営業組織との関係

1. 弁護士は、弁護士連合会、弁護士会の定款、決議、決定、規則及び弁護士営業組織の内規、規定、決定の名誉、威信を尊重、擁護して執行する義務を負う。
2. 弁護士は以下の各義務を履行する責任を有する：
 - (1) 訴訟進行機関の要請により弁護士会、弁護士営業組織が刑事事件の配分を受けた時の指名弁護

⁴ 自らの依頼者の権利、利益と対立する依頼者、を意味する。

- (2) 弁護士の社会 - 職業組織及び弁護士営業組織の規定に従った無料相談、業務強化研修及びその他の活動への参加
 - (3) 弁護士法、連合会及び弁護士会の定款並びに弁護士職務倫理規定に従った会費の十分な、期限内の納入及び会費についての規定の厳正な執行
 - (4) 弁護士営業組織、弁護士の社会 - 職業組織が主宰又は提唱する活動及びその他業務への参加
3. 業務において、法令に反する利益追求のため、弁護士は弁護士という名称以外に自らのその他の職名を使用することができない。

規則 22 弁護士修習生との関係

- 1. 弁護士は適正な就業拘束時間を案内し、自らの弁護士修習生に対する任務、権限を正しく実施する。
- 2. 弁護士は、以下の業務ができないことを案内する；
 - (1) 複数の弁護士修習生を個人的に区別し、取り扱う；
 - (2) ベトナム弁護士連合会の規定に従って同意済みの費用以外に、弁護士修習生に対して金銭、物質的利益を要求する；
 - (3) 弁護士資格を利用して、個人的利益に資することを狙って、弁護士修習生が修習範囲に属さない業務をしなければならないように案内する。

第四章 訴訟進行機関との関係

規則 23 訴訟進行機関との関係における弁護士の適切な対応

- 1. 弁護士は、訴訟進行機関との関係において、内規及び関連を有する各規定を厳正に執行しなければならない；弁護士が業務上接触する訴訟進行者に協力的で、礼儀正しく、尊重する態度をとらなくてはならない。
- 2. 弁護士は、依頼者にとって必要で利益がある場合には、事件解決過程において、訴訟進行者と業務について意見交換することができるが、独立性を維持し、支配されてはならず、依頼者の権利、合法的利益についての弁護、擁護についての見解、方法の構築に影響する自らの意見に従わなければならない。
- 3. 法廷において、弁護士は法廷の内規を執行し、合議体⁵、検察院代表を尊重する；証人及びその他訴訟参加人に尋問権を行使する際には、適切に対応する態度を有し、文化水準を高く持つ；他者に、扇動、責任転嫁、罪のなすりつけをもたらす主観的予断を持たず、又は自らの依頼者に不利益を惹起する言葉遣いをしない；不合理又は道徳に反する方法で審理の引き伸ばし、審理に対する阻害の惹起をしない。

⁵ 原文は hội đồng xét xử である。直訳は「審理評議会」。ベトナムでは、原則として1名の裁判官と2名の人民参審員の合議で裁判を行う。

4. 権利、利益の弁護、擁護の論拠として、弁護士は、客観的で法令を正しく適用した事件解決に役立つ重要な意義を有する合法的証拠及び法令の根拠をのみを提出し、同時に、断固として正当で合法的な意見、論拠を擁護しなければならない。
5. 弁護士は、訴訟の過程において、法廷における弁護士又は弁護士の依頼者に対する誤った態度、行為、尊重不足の前に、常に平静を保ち、適切で合理的、法令に正しく従った反応、要求をする権利を有する。

規則 24 訴訟進行機関との関係において弁護士が行えないこと

1. 事件解決に置いて、法令違反に引き込む目的を狙って、訴訟進行者（訴訟参加者も含む）との関係で仲介者を通じて、又は直接に談合する。
2. 事実と異なることを弁護士がはっきりと知っている情報、資料、証拠を提供する；訴訟進行機関に提供するため事実と異なる情報、資料、証拠の作成に参加する、若しくは依頼者に案内する、又は訴訟進行機関を騙す目的でその他の行為を実施する。
3. 事件解決過程において、遅延又は訴訟進行機関、訴訟進行者への困難の惹起を狙って、自ら非合法な行為を実施し、又は依頼者が非合法な行為を実施することを助ける。
4. 訴訟参加過程において、個人を非難し、害する性質の言葉遣いを使用する。
5. 国家利益、社会利益、民族の団結、宗教を害するため又は法令若しくは社会道徳に反する見解を宣伝、普及させるため、法令の規定に従って法廷において訴訟参加者の資格を利用する。
6. 法廷において訴訟に参加する際、身勝手な行為に消極的な反応をして依頼者の権利、利益に影響を与え、合議体の活動に影響を与える。
7. 訴訟進行機関及び訴訟進行者の活動に悪影響を惹起することを狙って、弁護士が引き受けている事件と関連を有する問題について、事実と異なることをはっきりと知っている事をマスメディア又は公共の場で発表する。

第五章 その他の国家機関との関係

規則 25 その他の国家機関との関係における弁護士の適切な対応

1. その他の国家機関と訴訟外の代表として弁護士が相談、法律業務の実施をする関係において、弁護士は規則 23、規則 24 に合致する規定を遵守しなければならない。
2. 国家機関との関係において、依頼者に業務を実施するために、弁護士は礼儀正しく、尊重的で、法令に反して道徳及び職業上の良心に反する連絡、仲介を断固拒否する態度を有する必要がある。

3. 弁護士は、依頼者が法令に反する、国家と個人の時間と金額を浪費する、及び社会の秩序と安全についての国家管理に影響を与える不服申し立て、告発を避けることを勧告することを狙って、依頼者に対して不服申し立て、告発について法令の規定を説明する責任がある。
4. 弁護士は、権限ある国家機関の解決の長期化、困難の惹起を狙うことを求めない。

第六章 その他の規則

規則 26 マスメディアとの関係

1. 弁護士は、法令の宣伝、各種犯罪事件及び社会の否定的現象に対する防衛闘争、抵抗の実行において、マスメディアと協同する必要がある。
2. 弁護士は、法令の規定に従った秘密保持規則及び依頼者の権利、合法的利益に影響を与えない場合に、マスメディアの要請に従って誠実、正確、客観的情報を提供するにあたり、マスメディアを尊重し、協力する態度を有する。
3. 弁護士は、個人的目的その他の動機、依頼者の合法的でない権利、利益を擁護する世論形成、又は国家の安寧及び利益に対する影響の惹起を狙って、故意に事実を異なった意見を反映させるために、マスメディアを使用しない。

規則 27 広告

弁護士、弁護士営業組織は、法令の規定に従って広告し、社会に対する業務の品質についての広告において誓約したことに責任を負わなくてはならない。